## 高等教育の修学支援新制度

文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」は、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免と併せて給付型奨学金が支給される制度です。制度の利用を希望する方は4月初旬に大学Webサイトにて手続き方法をお知らせしますので、そちらをご確認ください。なお、秋学期からの申請についても9月以降、実施予定です。

授業料等の減免	※入学金減免は 2021 年度 新入生・編入生のみ対象です。				
減免額(年額)	授業料減免額(年額)		入学金減免額		
	区分 1	700,000 円	区分 1	200,000 円	
※減免区分に応じて決定	区分 2	466,700 円	区分 2	133,400 円	
	区分 3	233,400 円	区分 3	66,700 円	
適用期間	最短修業年限内				

給付型奨学金					
	自宅通学(月額)		自宅外通学 (月額)		
給付額(月額)	区分 1	38,300 円	区分 1	75,800 円	
※減免区分に応じて決定	区分 2	25,600 円	区分 2	50,600 円	
	区分 3	12,800 円	区分 3	25,300 円	
適用期間	最短修業年限内				

◆申請資格について ... 以下の①学力基準、②家計基準、③資産基準の全てを満たしていることが必要です。

## ①学力基準

学 年	対象となる成績	基準
1年次生	高校成績	<ul><li>●評定平均値 3.5 以上であること ※1</li><li>もしくは</li><li>●学修計画書にて学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</li></ul>
上級生	大学成績	<ul><li>●各学年学科で GPA が上位 2 分の 1 以上であること もしくは</li><li>●取得単位数が標準取得単位数以上であり、かつ学修計画書にて学習意欲 や目的、将来の人生設計等が確認できること ※2</li></ul>

- ※1. 1年次生は、成績の基準に満たなくても、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。
- ※2. 標準取得単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 修業年限 (原則 4 年)  $\times$  申請者の在籍年数

## ②家計基準 ※世帯年収の上限額の目安となります。

【給与所得者の世帯 (年間の給与収入金額)】

世帯人数	想定する世帯構成	区分 1	区分 2	区分 3
2 人	本人、母	2,290,000 円	3,320,000 円	4,020,000 円
3 人	本人、母、高校生	2,890,000 円	3,910,000 円	4,570,000 円
4 人	本人、親 A、親 B (無収入)、高校生	2,950,000 円	3,950,000 円	4,610,000 円

※日本学生支援機構ホームページの「進学資金シミュレーター」で、ご自身の世帯が家計基準に該当するか、おおよその確認ができますので、ご利用ください。https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

## ③資産基準

申請者と生計維持者(※)の資産額の合計が 2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。 ※生計維持者は父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(預貯金、有価証券等の合計額を指し、土地等の不動産は含みません)。

※手続きの詳細については募集要項で確認してください。(4月初旬に学生部 Web サイトに掲載予定)